

Q2:「交流保育」とは何ですか？どのような手続きが必要ですか？

A2: 児童発達支援センターや児童発達支援事業所等をご利用の岐阜市在住のお子さんが、地域の保育所(園)で子どもたちと交流するための制度です。

(1) 交流保育の方法

- ・原則、月に数回、午前又は午後の2時間程度です。(5歳児については特例があります。)
- ・保護者の方又は施設職員等の付添いが必要です。
- ・原則、居住地区もしくは隣接地区の保育所(園)で実施します。(なお、保育所入所前提の制度ではありません。)

(2) 手続き方法

- ・希望する場合は、保護者の方と所属する施設、“エールぎふ”が相談のうえ、所属する施設が保育所(園)に依頼し、利用調整を行います。
- ・保護者と所属する施設が、“エールぎふ”に申請書、調査票を提出、利用決定後、交流保育を行います。